

答 申

1 審査会の結論

「小佐々町○○○○○ほか○○筆の実施状況報告」について、長崎県知事が、平成21年6月12日付けで行った部分開示決定により不開示とした部分のうち、下記の部分は開示すべきであるが、その他の部分について不開示としたことは妥当である。

＜開示すべき部分＞

「小佐々町○○○○○ほか○○筆の実施状況報告」(以下「実施状況報告」という。)のうち、「報告者氏名」、「実施工程表施工者氏名」(以下「施工者氏名」という。)

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての主旨

異議申立書によると異議申立ての趣旨は、「平成21年6月12日付け20林第360号による公文書部分開示決定に係る処分のうち、実施状況報告の報告者住所、氏名、印及び実施工程表施工者氏名についての不開示の部分を取消し、開示すべきである。」というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- ① 異議申立人が、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、長崎県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成21年5月29日付け開示を請求（以下「本件開示請求」という。）し、実施機関が平成21年6月12日付け部分開示決定（以下「本件処分」という。）した実施状況報告の中の報告者住所、氏名、印影及び施工者氏名については、条例第7条第1号に該当するとの理由で部分開示となっているが、この文書の内容では、事業会社の住所、事業会社名の記載と思われる所以、個人情報には該当せず、部分開示決定は不当なものである。
- ② 本件実施状況報告の対象である林地開発許可申請地が残土処分地であり、公共用残土受け入れの県の単価表にも会社名や電話連絡先が公開されている。当然ながら、一般の事業者と同じように、会社名を公開するのは問題ない。

- ③ 本件開示請求以外にも、情報公開請求をして1年以上経つものがあり、公開決定の判断をしているにもかかわらず、催促しても開示資料の一部も公開されておらず、対応されていない。
- ④ 本件開示請求をした背景として、林地開発申請の工程表のとおりに工事がなされておらず、泥水による海洋汚濁や下流域の災害が発生し、担当部署である実施機関に林地開発申請書の不備、許可基準の逸脱、現地対応を文書で要望等したが、対応されず、必要な情報を入手できない状況である。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述により要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る公文書について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において1ヘクタールを超えて森林以外に転用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないとされ、その許可を受けようとする者は森林法施行規則（平成17年農林水産省令第24号）第2条の規定により、申請書に附属の書類を添え、知事に提出しなければならないとされている。

本県では、長崎県森林法施行細則（平成12年長崎県規則第72号。以下「施行細則」という。）を定め、施行細則第3条第3項により「開発行為者（森林法第10条の2の規定による許可を受けた者）は、林地開発行為着手届出をした後、開発行為の完了の確認を受けるまで、6ヶ月ごとに進捗状況を林地開発行為の実施状況報告に写真を添付して報告するものとする」と規定している。

本件開示請求に係る公文書は、上記規定に基づき実施機関に報告された実施状況報告である。

(2) 条例第7条第1号該当性について

「報告者住所」、「報告者氏名」、「報告者印」、「施工者氏名」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第2号該当性について

林地開発をしようとする者は、事業会社に限らず個人でも申請でき、事業として行っているかどうか申請時において確認することは求められない。実施状況報告の報告者及び施工者が条例第7条第2号にいう「事業を営む個人」に該当すると判断される余地はあるが、判然としないため、条例第7条第1号にいう「個人情報」に該当すると判断した。

4 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書及び本件処分について

本件開示請求に係る公文書は、平成21年5月14日付け林地開発行為の実施状況報告である。

実施機関は、実施状況報告のうち報告者住所、氏名、印影及び施工者氏名に係る部分を条例第7条第1号に該当するとして不開示としたものである。

(2) 本件処分に係る経緯について

実施機関は、平成21年6月12日付で、条例第7条第1号に該当するという理由により、「部分開示する文書名」欄には、「林地開発許可申請書」と記載し、「開示しない部分」欄には、「申請者住所、氏名、印」と記載し、通知した。

その後、実施機関が異議申立て人に開示した公文書について誤りはなかったものの、決定通知書において、対象公文書名を誤記し、また開示しない部分についても誤記が認められたことから、平成21年11月2日付で、「部分開示する文書名」を「小佐々町○○○○○ほか○○筆の実施状況報告」に、また「開示しない部分」を「報告者住所、氏名、印、施工者氏名」に改め、「部分開示する文書名」に「長崎県発注工事の中で佐世保市小佐々町○○の残土処分場を指定している工事の縦覧設計書及びマニフェスト」を追加し、また「開示しない部分」に「現場代理人印、主任（管理）技術者印、請負者監督職員氏名、印」を追加するという一部訂正を行った。

(3) 本件異議申立てに係る経緯について

異議申立て人は、平成21年8月6日付で、本件処分を不服として、

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

その後、（2）の一部訂正に関して、異議申立て人は、不服申立てに係る処分の対象とする「部分開示する文書名」は、「小佐々町○○○○○ほか○○筆の実施状況報告」とすることを口頭で了承している。

（4）本件異議申立てについて

本件異議申立ては、本件処分で不開示とされた下記についてであると認められる。

「小佐々町○○○○○ほか○○筆の実施状況報告」のうち「報告者住所」、「報告者氏名」、「報告者印」、「施工者氏名」

（5）条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号の規定及び異議申立て人が開示の理由としている条例第7条第2号の規定は以下のとおりである。

①条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

②条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次のア、イに掲げるものを除き、当該公文書を開示しな

ければならないと規定している。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、ア、イに掲げるものであっても、開示するものとしている。

(6) 前記(4)を不開示としたことの妥当性について

ア 条例第7条第1号または第2号の該当性について

条例第7条第1号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は不開示とすることを定めたものである。

条例第7条第2号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保護し、公正な競争秩序を維持する観点から、開示することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、不開示情報とすることを定めたものである。

(ア) 不服申立人は、不開示とされた情報は、法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではないため、公開すべきである旨主張する。

そこで、当該不開示部分を実際に見分したところ、「報告者住所」、「報告者氏名」、「報告者印」、「施工者氏名」のいずれも、法人その他の団体に関する情報ではないことが確認された。

(イ) 不服申立人は、公用残土の受け入れ業者として県の単価表にも会社名や電話連絡先が公開されているので、当然ながら、一般の事業者と同じように、会社名を公開するのは問題ない旨主張する。

これは、報告者が「事業を営む個人」とあると主張しているものと考えられる。しかし、県のホームページ（「長崎県の土木情報」）中の「建設工事関係の積算基準公表図書」中の「残土処分」）で公表されている「残土受入業者一覧表」のうち「受入処分地所在地」及

び「林地開発許可番号等」については、「実施状況報告」の「開発行為に係る森林の所在場所」及び「開発許可年月日及び番号」と一致するものの、実際の当該残土受入業者名と報告者氏名は一致していない。

したがって、「残土受入業者一覧表」の記載をもって、本件書類の報告者が残土受入事業を営む個人であると判断することはできない。

さらに、林地開発許可申請書や実施状況報告の開発目的に「残土処理事業」等の事業を行う目的の記載があることのみをもって、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると断定することもできない。

よって、条例第7条第2号に該当せず、条例第7条第1号本文に該当する個人識別情報として扱わざるを得ない。

しかし、さらに、同条同号ただし書のア、イ、ウのいずれかに該当するかどうか検討し、開示又は不開示の妥当性を判断する必要がある。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性について

条例第7条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号のただし書アからウまでに該当するものは例外的に不開示情報から除くことを規定している。

(ア) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

○ 報告者氏名及び施工者氏名

森林法第10条の2第1項の許可には、条件を付すことができ、林地開発行為の許可条件として、「開発行為の期間中は、見やすい場所に林地開発許可標識（以下「標識」という。）を掲示しておくこと」という条件が付されている。標識の規格については、本県においては「林地開発許可申請の手引き」（以下「手引き」という。）を作成して、その規格を定めている。

標識の規格には、「事業主住所、氏名、電話番号」、「工事施工者住所、氏名、電話番号」及び「現場管理人住所、氏名、電話番号」の欄が設けられている。実施機関によると事業主、施工者、現場管理者を兼ねる場合は、その表記の省略を認める対応をとっており、通常、概ね規格に沿った形で掲示されるが、住所については必ず記載されているとは限らないということである。ここでいう事業主は、開発許可を受けた開発行為者である。

実施機関によると本件実施状況報告に係る標識に「開発者氏名」が記載されているということであり、「開発者氏名」は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と判断されるかどうか検討する。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものでなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

また、「公にされている情報」とは、何人でも知り得る状態におかれている情報をいう。当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。

したがって、標識については、見やすい場所に掲示しておくこととされ、「開発者氏名」については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と判断する。

施行細則第3条第3項により実施状況報告については、開発行為者が報告するものと規定され、本件実施状況報告の報告者氏名の欄に記載された氏名と、現地に掲示されている当該標識の開発者氏名の欄にも同じ氏名が記載されている。

のことから、報告者氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、条例第7条第1号ただし書アに該当すると判断する。

また、施工者についても、「施工者氏名」は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると判断されるところ、現地に掲示されている当該標識には「施工者氏名」の記載はないが、実施機関の説明より標識において事業主、施工者を兼ねる場合は表記の省略を認めていることから、「施工者氏名」については、事業主氏名と同じ氏名が記載されていると認められるので、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、条例第7条第1号ただし書アに該当すると判断する。

○ 報告者住所

本件実施状況報告に係る標識に記載されているのは、「開発者氏名」のみで、「開発者住所」は、標識に必ず記載されているとは限らないため、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とまではいえないし、また実際に記載されていないので、

報告者住所は、条例第7条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

○ 報告者印

個人が使用する印章は、押捺する文書の性質やその流通範囲などを考慮して、当該個人自らが、その保有する印章の中から適切な印章を選択するものであり、自らが、どのような文書にどの印章を使用しているかという情報は、通常、みだりに他人に知られないよう努めるものであることからすると、本件実施状況報告に押捺された報告者の印影については、特段の事情のない限り、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」情報と認められるものであり、また、当該印影を、公にすることにより、偽造され、不正な目的のために利用される可能性があることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

「報告者住所」及び「報告者印」は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第7条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

「報告者住所」及び「報告者印」は、公務員職務の遂行に係る情報とは認められないので、条例第7条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

(7) 異議申立てのその他の主張について

異議申立て人は、2(2)③、④のとおり主張する。

上記主張については、本件異議申立てと直接関係ないと判断する。実施機関は、条例の趣旨を踏まえ、より一層適切な事務処理をすることが望まれる。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成21年8月21日	実施機関から諮問書を受理
平成21年9月11日	実施機関から理由説明書を受理
平成21年10月13日	異議申立人から意見書を受理
平成21年10月27日	審査会（審査）
平成21年11月24日	審査会（審査）
平成22年1月12日	審査会（審査）
平成22年1月29日	答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
石橋 龍太郎	弁護士	会長職務代理者
岡本 芳太郎	長崎大学経済部教授	会長
福村 喜美子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム研究会はさみつんなむ会会長	
山中 英子	司法書士・行政書士	
横瀬 透	長崎新聞社常務取締役総務・企画・労務担当	